

## 第5節 無線従事者

### 1 無線設備の操作

操作の種別	通信操作	無線設備を作動させて、電鍵若しくは送話器又は自動送信機等を通じて行われる送信行為又は受話器若しくは拡声器等を通じて行われる受信行為
	技術操作	無線設備を作動させ又はその作動を停止させる行為（レーダ等による無線通信に関する行為を含む）及び無線設備の作動を最良にするための調整及びこれに付随する行為。（無線設備の製造、建設及び修理等の行為は技術操作に含まれず資格は必要としない。）

#### 1. 1 無線設備の操作の資格主義（電波法第39条）

無線設備の操作は、

- 無線従事者、又は
- 主任無線従事者の監督の下で無資格者

が、無線従事者又は主任無線従事者が所持する資格の操作範囲内で行うのが原則である。特に、モールス符号による無線電信通信のように、一定の技能や知識を要する通信を行う場合、その無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならない。ただし、電波法施行規則第33条に定める「簡易な操作」並びに同第33条の2及び第34条に定める「無線設備の操作の特例」の場合は、無資格者による無線設備の操作が認められる。

無線設備の操作	無線従事者でなければ行えないもの	電波法施行規則第34条の2の操作
	無線従事者以外の者でも行えるもの	主任無線従事者の監督の下で行う操作（電波法第39条） 無線設備の簡易な操作 (電波法第39条カッコ書き、電波法施行規則第33条) 無線設備の操作の特例に該当する操作 (電波法施行規則第33条の2、第34条)

#### 『電波法

##### 第39条（無線設備の操作）

- 1 第40条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- 3～7（主任無線従事者に関する規定）＝省略＝』

1. 2 無線従事者でなければ行えない無線設備の操作（電波法施行規則第34条の2）  
モールス符号の送受による無線電信の操作及び特定の無線設備の操作については、主任無線従事者制度は適用されず、無線従事者でなければ その無線設備の操作を行ってはならない。

### 『電波法施行規則

第34条の2（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作）

法第39条第2項の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。

- 一 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの
- 二 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は緊急通信に関するもの
- 三 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの（自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）
  - (1) 無線方向探知に関する通信
  - (2) 航空機の安全運航に関する通信
  - (3) 気象通報に関する通信（(2)に掲げるものを除く。）
- 四 前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示するもの』

1. 3 無線従事者でなくても行える無線設備の操作

- 1) 主任無線従事者の監督の下で行う操作
- 2) 無線設備の簡易な操作であつて総務省令（電波法施行規則第33条）で定めるもの。即ち、次の各号に掲げる無線設備の操作には、無線従事者の資格を有すること及び主任無線従事者の監督の下で行うことを要しない。

### 『電波法施行規則

第33条（簡易な操作）

法第39条第1項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。

ただし、第34条の2各号に掲げる無線設備の操作を除く。

- 一 法第4条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作
- 二 法第27条の2に規定する特定無線局（航空機地球局にあつては、航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行わないものに限る。）の無線設備の通信操作及び当該無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
- 三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの
  - (1) 船舶局（船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置に限る。）
  - (2) 船上通信局

四～八=省略=

### 電波法

第27条の2（特定無線局の免許の特例）

次の各号のいずれかに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するもの（以下「特定無線局」という。）を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格（総務省令で定めるものに限る。）を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

- 一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることに

よって自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令（電波法施行規則第15条の2第1項）で定める無線局

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局

電波法施行規則（特定無線局の対象とする無線局）

## 第15条の2

法第27条の2第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 削除

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

三 電気通信業務を行うことを目的とする地球局（設備規則第54条の3第1項又は第2項において無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T 地球局」という。）に限る。）

四 電気通信業務を行うことを目的とする航空機地球局

五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局

六 設備規則第3条第五号に規定するM C A 陸上移動通信を行う陸上移動局

七 設備規則第3条第六号に規定するデジタルM C A 陸上移動通信を行う陸上移動局

八 実数零点単側波帶変調方式及び狭帯域デジタル通信方式（設備規則第57条の3の2に規定する通信方式をいう。以下同じ。）の無線局のうち陸上移動局

九 実数零点単側波帶変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち携帯局

2 法第27条の2第二号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する基地局（次に掲げるものを除く。）

二 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置する基地局

三 広範囲の地域において同一の者により開設される無線局に専ら使用させることを目的として総務大臣が別に告示する周波数の電波のみを使用する陸上移動中継局』

3) 無線設備の操作の特例（電波法施行規則第33条の2、第34条）

電波法第39条第1項ただし書きにより、電波法施行規則第33条の2及び第34条に定める操作には、「無線設備の操作の特例」として、無線従事者の資格を有すること及び主任無線従事者の監督の下で行うことを要しない。

2 無線従事者の資格の区分（電波法第40条）

無線従事者の資格は、操作又は監督する無線設備に対応して、総合・海上・航空・陸上・アマチュアの5区分、23資格に分類される。

無線従事者資格

区分	資格名	RRでの対応資格
総合無線従事者	第1級総合無線通信士	Radiocommunication Operator's General Certificate 1st class radiotelegraph Operator's Certificate 2nd class radiotelegraph Operator's Certificate
	第2級総合無線通信士	
	第3級総合無線通信士	
海上無線従事者	第1級海上無線通信士	1st class Radio Electronics Certificate
	第2級海上無線通信士	2nd class Radio Electronics Certificate
	第3級海上無線通信士	General Operator's Certificate
	第4級海上無線通信士	

	第1級海上特殊無線技士 *政令 第2級海上特殊無線技士 *政令 第3級海上特殊無線技士 *政令 レーダー級海上特殊無線技士 *政令	Restricted Operator's Certificate
航空無線従事者	航空無線通信士 航空特殊無線技士 *政令	Radiotelephone Operator's * Certificate (* : General / Restricted / Special)
陸上無線従事者	第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士 第1級陸上特殊無線技士 *政令 第2級陸上特殊無線技士 *政令 第3級陸上特殊無線技士 *政令 国内電信級陸上特殊無線技士 *政令	
アマチュア無線従事者	第1級アマチュア無線技士 第2級アマチュア無線技士 第3級アマチュア無線技士 第4級アマチュア無線技士	

### 3 無線従事者の操作及び監督の範囲（電波法施行令第3条）

無線従事者が、無線設備の操作を行うことができる範囲と無線設備の操作の監督を行うことができる範囲は同一とする。

無線従事者の操作及び監督の範囲（＝抜粋＝）

資格名	操作及び監督の範囲
第1級 総合無線通信士	1. 無線設備の通信操作 2. 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 3. 前号に掲げる操作以外の操作で、第2級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第2級 総合無線通信士	= 省略 =
第3級 総合無線通信士	= 省略 =
第1級 陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第2級 陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作 1. 空中線電力2 kW以下の無線設備（テレビジョン放送局の無線設備を除く。） 2. テレビジョン放送局の空中線電力500W以下の無線設備 3. レーダーで前1号に掲げるもの以外のもの 4. 前1号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で960MHz以上の周波数の電波を使用するもの
第1級 陸上特殊無線技士	1. 陸上に開設する無線局の空中線電力500W以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で30MHz以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 2. 前号に掲げる操作以外の操作で、次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作（第2級陸上特殊無線技士の操作範囲） イ 陸上の無線局の空中線電力10W以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で1606.5kHz

	<p>から4000kHzまでの周波数の電波を使用するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるものの以外のもの</li> <li>ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力50W以下の多重無線設備</li> </ul> <p>3. 陸上の無線局の無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作（第3級陸上特殊無線技士の操作範囲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 空中線電力50W以下の無線設備で25010kHzから960MHzまでの周波数の電波を使用するもの</li> <li>ロ 空中線電力100W以下の無線設備で1215MHz以上の周波数の電波を使用するもの</li> </ul>
第2級 陸上特殊無線技士	<p>1 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 陸上の無線局の空中線電力100W以下の無線設備(多重無線設備を除く。)で1606.5kHzから4000kHzまでの周波数の電波を使用するもの</li> <li>ロ 陸上の無線局のレーダーでイに掲げるものの以外のもの</li> <li>ハ 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力50W以下の多重無線設備</li> </ul> <p>2 第3級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作</p>
第3級 陸上特殊無線技士	<p>陸上の無線局の無線設備(レーダー及び多重無線設備を除く。)で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作</p> <p>1 空中線電力50W以下の無線設備で25010kHzから960MHzまでの周波数の電波を使用するもの</p> <p>2 空中線電力100W以下の無線設備で1215MHz以上の周波数の電波を使用するもの</p>
国内電信級 陸上特殊無線技士	陸上に開設する無線局(海岸局、海岸地球局、航空局及び航空地球局を除く。)の無線電信の国内通信のための通信操作

#### 4 無線従事者資格の取得（電波法第41条）

無線従事者になるには、総務大臣の免許を受けなければならない。この免許を受けるためには、次の手続きが必要である。

- ① 無線従事者の知識及び技能の要件に適合していることを証明する
- ② 無線従事者免許を申請する
- ③ 免許証の交付を受ける

#### 4. 1 無線従事者免許の欠格事由及び欠格事由の例外（電波法第42条、無線従事者規則第45条）

総務大臣は、電波利用社会において反社会性を有する者及び心身に著しい欠陥がある者には、無線従事者の免許を与えないことができる。ただし、一定の無線従事者資格については、身体に欠陥があっても、無線従事者の免許が与えられる場合がある。

#### 4. 2 知識及び技能の要件への適合の証明

無線従事者の資格取得のために必要な知識とは、無線工学、法規、英語、電気通信路などの 知識をいい、技能とは、モールス電信並びに電話による送受信及びテレタイプの送信の電気通信術をいう。各資格に要求される知識並びに技能及びその程度は、資格の種類により異なり、無線従事者規則に規定される。（無線従事者規則第5条）

知識及び技能の要件への適合の証明としては次の四つの方法がある。（電波法第41条第2項）

- ① 無線従事者国家試験に合格する
- ② 養成課程を修了する
- ③ 学校等で所定の学科を履修し卒業する

④ 認定講習課程を修了する

1) 無線従事者国家試験に合格する

無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について、資格別に、毎年少なくとも一回総務大臣が行う。（電波法第44条、第45条）

2) 養成課程を修了する（無線従事者規則第20条～第29条）

総務大臣の認定を受けた「認定施設者」が、一定の無線従事者の資格に係る所定の授業を行い、修了試験に合格した者に、修了証明書等を交付する過程を養成課程という。修了証明書等の交付を受けた者は、知識・技能要件に適合したものとされる。

3) 学校教育法に基づく学校等を卒業する（無線従事者規則第30条～第32条の2）

学校教育法第1条に定める大学、短大、高専、高校及び中等教育学校において、所定の無線通信に関する科目を履修して卒業した者に、一定の無線従事者の資格を付与する。

### 『無線従事者規則

第30条（免許の要件等） =抜粋=

法第四十一条第二項第三号の総務省令で定める資格及び無線通信に関する科目は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

学 校	免許の 対象資格	無 線 通 信 に 関 す る 科 目	
		科 目 名	科 目 の 内 容
大学（短期大学を除く。）	第二級海上特殊無線技士	一 無線機器学その他無線機器に関する科目	無線機器の構造、機能、保守及び運用
		二 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	空中線系等の理論、構造、機能、保守及び運用
		三 電子計測その他無線測定に関する科目	測定機器の運用
		四 電波法規その他電波法令に関する科目	電波法令
	第三級海上特殊無線技士	一 無線機器学その他無線機器に関する科目	無線機器の構造、機能、保守及び運用
		二 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	空中線系等の理論、構造、機能、保守及び運用
		三 電波法規その他電波法令に関する科目	電波法令
	第一級陸上特殊無線技士	一 無線機器学その他無線機器に関する科目	無線機器の構造、機能、保守及び運用
		二 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	空中線系等の理論、構造、機能、保守及び運用
		三 電子計測その他無線測定に関する科目	測定機器の理論、構造、機能、保守及び運用
		四 電波法規その他電波法令に関する科目	電波法令

】

4) 資格及び業務経歴並びに認定講習課程の修了（無線従事者規則第33条～第43条）

一定の無線従事者の資格を所持し、その資格による実務の経歴を有する場合には、所定の講習課程（認定講習課程）を修了することにより上位の資格を取得することができる。

#### 4. 3 無線従事者免許の申請（無線従事者規則第46条）

無線従事者の免許の申請は、申請する資格毎に定められた申請書及び添付書類を、総務大臣又は

総合通信局長に提出して行う。

#### 4. 4 無線従事者の免許及び免許証の交付

総務大臣又は総合通信局長は、免許の申請に対し、欠格事由に該当しない（欠格事由の例外を含む。）ときは無線従事者の免許を与える。また免許を与えたときは、別に定める（別表第十三号）様式の免許証を交付する。（無線従事者規則第47条）

無線従事者の免許証の効力は、免許の取消処分を受けない限り、終身にわたり有効である。

#### 4. 5 無線従事者原簿（電波法第43条、無線従事者規則第52条）

総務大臣は、無線従事者原簿を備え付け、免許に関する事項を記載する。

#### 5 免許証の取り扱い

##### 5. 1 免許証の携帯（電波法施行規則第38条第10項）

無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していかなければならない。

##### 5. 2 免許証の亡失

無線従事者免許証を失ったときに、届出等の手続きの必要はない。ただし、現に業務に従事する者は、免許証携帯の義務があるので、免許証の再交付を受ける必要がある。

##### 5. 3 免許証の再交付（無線従事者規則第50条、別表第11号様式）

無線従事者は、氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは失った場合には、免許証の再交付を受けることができる。

##### 5. 4 免許証の返納（無線従事者規則第51条）

無線従事者は、

・免許の取消しの処分を受けたとき → 処分を受けた日から10日以内

・免許証の再交付を受けた後に、失った免許証を発見したとき

→ 発見の日から10日以内

に、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

無線従事者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき、戸籍法上の届出義務者は、遅滞なくその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

#### 6 主任無線従事者制度（電波法第39条）

無線局の免許人が、その無線局について、主任無線従事者の選任の届出を総務大臣にしたときは、その主任無線従事者の監督の下で、無線従事者の資格を持たない者又は下位の無線従事者の資格を持つ者であっても、主任無線従事が所持する資格の操作範囲内で、当該無線局の無線設備の操作を行うことができる。これが主任無線従事者制度である。ただし、アマチュア局の無線設備の操作、モールス符号の送受信をする無線電信の操作など、この制度が適用されない場合がある。

主任無線従事者として選任される者は、その無線局に必要な操作範囲を含む無線従事者資格を所持しており、かつ、所定の期間内に総務大臣が指定した講習機関（指定講習機関）が行う主任無線従事者の講習（主任講習）を受ける必要がある。

主任無線従事者制度を採用するか否かは、免許人の選択による。

## 7 無線従事者の配置

無線局は「無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものを含まない。」（電波法第2条第五号）と定義される。無線設備の操作には資格主義が採られており、無線局には、その無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置することが規定されている。

また、義務無線局については、遭難通信責任者を配置することが求められる。

## 8 船舶局無線従事者証明制度（電波法第48条の2、無線従事者規則第53～69条）

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）」に伴い導入された制度。

義務船舶局で無線通信の職務（無線設備の操作又はその監督）に従事する者は、無線従事者の資格を所持すると同時に、STCW条約に規定する、船上で無線通信の職務を遂行するための訓練を受けたことを証明する証明書を所持しなければならない。

## 9 指定試験機関（電波法第46条、無線従事者規則第85～96条）

総務大臣は、無線従事者国家試験の実施に関する事務の全部又は一部を、総務大臣の指定する者に行わせることができる。総務大臣の指定を受けた者を「指定試験機関」という。

指定試験機関の指定は、無線従事者の資格ごとに一を限り、試験事務を行おうとする者の申請により行い、指定試験機関の指定をしたとき、総務大臣は、当該指定に係る試験事務を行わないものとする。

## 10 指定講習機関（電波法第39条の2、無線従事者規則第76～84条）

総務大臣は、主任講習を、総務大臣の指定する者に行わせることができる。総務大臣の指定を受けた者を「指定講習機関」という。

指定講習機関の指定は、主任無線従事者の区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行い、指定講習機関の指定をしたとき、総務大臣は、当該指定に係る講習を行わないものとする。指定講習機関に関しては、指定試験機関に関する規定が準用される。

\*\*\*\*\*

### 【チェックポイント－4】

1. 無線設備の操作をする者は、原則として、どのような者でなければならないか？
2. 無線従事者の資格を得るには、どのような方法があるか？
3. 「通信操作」及び「技術操作」について述べなさい。
4. 無線従事者の操作範囲とは何か？
5. 無線従事者の資格を持たなくても携帯電話を使うことができる理由はなにか？
6. 無線従事者の免許証を返納しなければならないのはどのような場合か？
7. 無線従事者と主任無線従事者の違いは何か？
8. 主任無線従事者制度について述べなさい。

## 第6節 運用

### 1 免許記録記載事項の遵守

無線局の運用は、免許記録に記載された次の事項（無線局の許可の条件）に基づいて行わなければならない。（配布資料 35 頁、「4.8 免許の付与と免許記録の交付」参照）

無線局は、免許記録に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（放送事項）の範囲を超えて運用してはならない（「目的外使用の禁止」）。ただし、人命、財貨の保全、社会の安寧、秩序の維持、その他国民の福利に重大な関係をもつ通信に限って、免許記録記載事項の範囲を超えて運用することが認められる。特に、「遭難通信」を実施する場合、すべての規制は排除される。

#### 【目的外通信】

目的外通信	遭難通信	船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信。 遭難信号：SOS, MAYDAY(メーデー)	電波法第52条1号, 第66条, 電波法施行規則第36条の2 第1項、無線局運用規則第75条～第90条の2
	緊急通信	船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信。 緊急信号：XXX, PAN PAN(パンパン)	電波法第52条2号, 第67条, 電波法施行規則第36条の2 第2項 無線局運用規則第90条の3～第94条
	安全通信	船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信。 安全信号：TTT, SECURITE(セキュリティ)	電波法第52条3号, 第68条 電波法施行規則第36条の2 第3項 無線局運用規則第94条の2～第99条
	非常通信	地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信。 非常符号：OSO, ヒヂヨウ	電波法第52条4号, 無線局運用規則第129条～第137条
	放送の受信		電波法第52条5号
	その他総務省令で定める通信		電波法第52条6号 電波法施行規則第37条

### 2 混信等の防止（電波法第 56 条）

無線局は、他の無線局、又は、電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものに、その運用を阻害するような混信その他妨害を与えないように運用しなければならない。

### 3 擬似空中線回路の使用（電波法第 57 条）

無線局は、① 無線設備の機器の試験又は調整を行うための運用をするとき、

② 実験無線局を運用するとき、  
は、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

#### 4 暗語使用の禁止

実験無線局、アマチュア局は、暗語を使用してはならない。（電波法第 58 条）  
アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。（無線設備規則第 18 条）

暗語：第三者に通信内容を解らせないようにするために、通信当事者間で定めた方法により通信内容を秘匿するもの。

普通語の電信通信に認められた 1 か国語又は数か国語に属する実在語であって、その属する国語において通常与えられた意味を有せず、意味の分かる文章を構成しないもの、および、他の語辞又は辞句で、普通語の条件を満たさないもの

#### 5 通信の秘密の保護（電波法における通信の秘密の保護）

何人も、法律に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信（電気通信事業法第 4 条第 1 項又は第 164 条第 2 項の通信たるもの）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。（電波法第 59 条）

ア) 保護の対象となる通信：送信者と受信者が特定され、その間に特定性又は個別性が存在する通信。

イ) 禁止される行為：① 存在若しくは内容を漏らすこと

② 窃用すること

③ (ITU, 無線通信規則第 17 条との関連において) 傍受すること

ウ) 法律に別段の定めがある場合：犯罪捜査のための通信原書の押収（刑事訴訟法第 100 条）

電気通信の傍受を行う強制処分（刑事訴訟法第 122 条の 2）

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

#### 6 時計、業務書類等の備付け（電波法第 60 条）

無線局には、①正確な時計、② 無線検査簿、③ 無線業務日誌、④ その他総務省令で定める書類を、備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

#### 7 通信方法等（電波法第 61 条）

無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目（詳細）は、「無線局運用規則」で定めている。

##### 7. 1 無線通信の原則（無線局運用規則第 10 条）

- 1) 必要のない無線通信は行ってはならない
- 2) 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない
- 3) 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない
- 4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない

##### 7. 2 業務用語等（無線局運用規則第 12 条～第 14 条）

- 1) モールス無線電信による通信には、無線局運用規則の別表第一号に掲げるモールス符号を

用いなければならない。

- 2) 無線電信による通信の業務用語には、デジタル選択呼出し通信及び狭帯域直接印刷電信通信の場合を除いて無線局運用規則の別表第二号に定める略語又は符号を使用するものとする。
- 3) 無線電信による通信の業務用語には、無線局運用規則の別表第四号に定める略語を使用するものとする。

#### 7. 3 電波を発射する前の措置

電波の発射に際しては、事前に混信の発生を防止する措置をとることが規定されている。

#### 『無線局運用規則

##### 第19条の2（発射前の措置）

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によつて聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び法第七十四条第一項に規定する通信を行なう場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行なう場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、他の通信に混信を与える虞があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。』

#### 7. 4 運用及び通信方法の詳細

運用及び通信の方法についての一般事項は無線局運用規則第二章に、無線業務別、無線局の種別、通信の態様等ごとの具体的な運用及び通信の方法は、同規則第三章から第十章に規定されている。

##### 1) 送信速度等（無線局運用規則第16条）

無線電話通信における通報の送信は、誤辞を区切り、かつ、明りょうに発音して行なわなければならない。遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る前項の送信速度は、受信者が筆記できる程度のものでなければならない。

##### 2) 呼出し応答の方法（無線局運用規則第18条、第20条、第22条）

無線電話通信における呼出し応答等の方法については、運用規則の無線電信通信の方法に関する規定を準用する。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項（「呼出事項」）によって行うものとする。

一 相手局の呼出名称 3回以下（海上移動業務にあっては2回以下）

二 こちらは 1回

三 自局の呼出名称 3回以下（海上移動業務にあっては2回以下）

無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

応答は、順次送信する次に掲げる事項（「応答事項」）によって行うものとする。

一 相手局の呼出名称 3回以下（海上移動業務にあっては2回以下）

二 こちらは 1回

三 自局の呼出名称 1回

\*\*\*\*\*

**【チェックポイントー5】**

1. 無線局の目的外使用の禁止とはどのようなことですか？
2. 無線局の目的外の使用が許されるのはどのような場合ですか？
3. 無線局を運用する場合において、できる限り擬似空中線を使用するよう義務付けられているのはどのような場合ですか？
4. 無線局の運用における「暗語の使用」に関する電波法令の規定について知るところを述べなさい。
5. 無線通信の秘密の保護に関する電波法令の規定について知るところを述べなさい。
6. 無線通信の原則について電波法令に規定するところを述べなさい。
7. 電波を発射する前にとるべき措置について電波法令に規定するところを述べなさい。